

【介護保険】【医療保険】重要事項説明書

【介護保険】【医療保険】

指定訪問看護の重要事項説明書

訪問看護の提供開始に当たり、厚生労働省令第37号の第8条に基づいて、事業者が説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業者概要

事業者名称	有限会社サカコーポレーション
所在地	広島市安佐南区緑井六丁目28番1号
代表者名	坂 聰一郎
電話番号	082-831-2020

2. 事業所概要

事業所名称	訪問看護ステーション川内
指定番号	3460290947 0290947
所在地	広島市安佐南区川内五丁目1番9号
電話番号	082-876-4165

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的

居宅において利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことで、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

運営の方針

- ステーションの看護職員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援する。
- 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

4. 本事業所の職員体制（令和二年4月1日現在）

職種	常勤	非常勤
管理者（看護師）	1名	△
看護師・保健師・准看護師	2名	3名
理学療法士・作業療法士・言語療法士	0名	
事務員	0名	0名

【介護保険】【医療保険】重要事項説明書

5. 営業時間

営業日・営業時間	日曜日～土曜日 午前8時30分より午後5時30分
----------	-----------------------------

6. 営業地域

営業地域	広島市安佐南区・安佐北区・中区・東区・南区（似島町を除く）・西区の区域
------	-------------------------------------

(注)区域外への訪問にあたっては区境より先1kmあたり50円の交通費を頂きます。

7. 利用料

- 利用料として介護保険法第41条に規定する居宅介護サービス費の支給対象となる費用にかかる額の支払いを利用者から受けるものとします。
- 利用者は「訪問看護ステーション川内料金表」（別紙）に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料および、サービス提供するうえで別途必要になった費用を支払うものとします。
- 利用料金の支払い
 - 事業者は、当月の利用料金の合計額を、請求書に明細を付して、翌月15日までに利用者又はその家族等に通知します。
 - 利用者は、当月の利用料金の合計額を、翌月26日（金融機関が休日の場合は翌営業日）に、自動引き落としにて、事業者の口座に支払うものとします。
 - 事業者は、利用者又はその家族等から利用料金を受領した時は、利用者に対し領収書を発行します。
- キャンセル料

訪問看護のキャンセルは前日までに連絡をお願いします。連絡によりキャンセル・変更が可能です。

連絡を頂く時間	キャンセル料
前日までに連絡を頂いた場合	不要です
訪問までに連絡がなく、訪問した場合	1,000円をいただきます

※ただし、急な入院の場合にはキャンセル料は頂きません。

8. 緊急時等の対応方法

訪問看護の提供に当たり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、ご家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

ご利用者（家族）緊急連絡先

氏名 _____ 印 _____ 続柄（ ） _____ 電話： _____

かかりつけ医 _____

主治医氏名 _____ 電話 _____

【介護保険】【医療保険】重要事項説明書

9. 秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了したのちも継続します。

10. 高齢者虐待防止

本事業所は、利用者様の人権の擁護・虐待防止等のために次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 研修を通じて、従業者的人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- (2) 適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者が支援に当たっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

11. 苦情申し立て窓口

訪問看護ステーション川内 相談受付担当者：松原 奈美 相談解決責任担当者：元谷 紀衣	所在地：広島市安佐南区川内五丁目1番9号 電話：082-876-4165 FAX：082-831-4166 受付時間：8時30分～17時30分（日曜～土曜）
広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 事業者指導係	730-8586 広島市中区国泰寺町1丁目6-34 電話：082-504-2183 FAX：082-504-2136
広島県国民健康保険団体連合会	730-8503 広島市中区東白島町19-49 国保会館 電話：082-554-0783 FAX：082-511-9126 受付時間：8：30～17：15（月曜日～金曜日） (休日及び12月29日～1月3日を除く)
各区健康長寿課介護保険係	安佐南区… 電話：831-4943 FAX：870-2255 安佐北区… 電話：819-0621 FAX：819-0602 西区…電話：294-6585 FAX：233-9621 南区…電話：250-4138 FAX：254-9184 東区…電話：568-7732 FAX：264-5271 中区…電話：504-2478 FAX：504-2175

【介護保険】【医療保険】重要事項説明書

令和 年 月 日

指定訪問看護の開始にあたり、ご利用者に対して重要事項説明書に基づいて重要事項を説明しました。

<<指定居宅サービス事業者>>

広島市安佐南区緑井六丁目 28 番 1 号

有限会社サカコーポレーション

<<指定居宅サービス事業所>>

広島市安佐南区川内五丁目 1 番 9 号

訪問看護ステーション川内

説明者 管理者 元谷 紀衣 印

私は、本書面により、本事業者から訪問看護の利用に際し重要事項の説明を受けました。

利用者 住所 電話：

氏名 印 続柄 ()

家族（代理人）住所 電話：

氏名 印 続柄 ()